

7. 廃棄物

(1) 産業廃棄物の分類

種類		適用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業	に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業	に係る木くず	有
	9 織 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）	に係る木綿、羊毛等の天然繊維	有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物		
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、廃石膏ボード等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、ボタ、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等		
	17 家畜のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	18 家畜の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20 そ の 他	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが封入された又は付着した廃プラスチック類もしくは金属くず	
		ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
廃石綿等	建築物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等			
有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの			

(注) 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは法の対象とならない。

- ① 気体のもの
- ② 放射線物質及びこれによって汚染されたもの
- ③ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂やその他これに準ずるもの
- ④ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ⑤ 土砂及びもつぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (10・11年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度	
産業廃棄物	燃 え 殻	383	1,450	9,815	8,776	10,198	10,226
	汚 泥	429,788	469,180	1,138,659	1,213,717	1,568,447	1,682,897
	うち建設汚泥	35,427	257,977	1,062,785	1,065,896	1,098,212	1,323,873
	廃 油	20,353	35,071	12,516	22,025	32,869	57,096
	廃 酸	3,983	3,558	1,287	1,282	5,270	4,840
	廃 アルカリ	6,963	8,581	143	124	7,106	8,705
	廃プラスチック類	70,776	44,625	21,798	28,074	92,574	72,699
	紙 く ず	7,816	5,233	3,444	3,025	11,260	8,258
	木 く ず	57,981	81,395	24,785	45,238	82,766	126,633
	繊維 く ず	361	196	77	17	438	213
	動植物性残渣	4,081	6,342	3,938	2,831	8,019	9,173
	が れ き 類	1,471,021	2,184,799	196,482	223,154	1,667,503	2,407,953
	金 属 く ず	39,634	23,443	11,748	11,867	51,382	35,310
	ガラス・陶磁器くず	60,057	17,253	41,571	29,034	101,628	46,287
	鋳 さ い	29,948	28,476	124,469	119,831	154,417	148,307
	ゴ ム く ず	0	0	0	0	0	0
	ば い じ ん	0	0	314	0	314	0
	小 計	2,203,145	2,909,602	1,591,046	1,708,995	3,794,191	4,618,597
	特別管理産業廃棄物	廃 油	3,746	4,295	8,130	7,795	11,876
廃 酸		9,548	13,780	11,202	17,055	20,750	30,835
廃 アルカリ		772	16,727	593	739	1,365	17,466
感染性廃棄物		5,653	5,936	3,834	3,210	9,487	9,146
特定有害廃棄物		90	54	19	25	109	79
小 計		19,809	40,792	23,778	28,824	43,587	69,616
合 計	2,222,954	2,950,394	1,614,824	1,737,819	3,837,778	4,688,213	
県内・県外の割合 (%)	57.9	62.9	42.1	37.1	100.0	100.0	

(注) 千葉市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	11年度	10年度	11年度	10年度	11年度	10年度	
産業廃棄物	燃 え 殻	42,301	42,054	3,074	1,584	45,375	43,638
	汚 泥	218,711	221,954	49,725	29,552	268,436	251,506
	うち建設汚泥	23,039	29,307	31,009	15,978	54,048	45,285
	廃プラスチック類	64,438	56,212	53,432	30,417	117,870	86,629
	木 く ず	5,811	12,954	0	0	5,811	12,954
	動植物性残渣	3,741	3,878	0	0	3,741	3,878
	ゴ ム く ず	861	821	2,373	1,149	3,234	1,970
	金 属 く ず	19,225	13,759	17,412	7,521	36,637	21,280
	ガラス・陶磁器くず	156,772	100,379	75,284	50,937	232,056	151,316
	が れ き 類	91,724	127,180	57,273	24,890	148,997	152,070
	鋳 さ い	5,359	4,152	2,187	1,125	7,546	5,277
	ば い じ ん	57,385	68,319	55	24	57,440	68,343
	そ の 他	825	1,108	21	0	846	1,108
小 計	667,153	652,770	260,836	147,199	927,989	799,969	
特別管理産業廃棄物 (廃石綿)	505	391	0	12	505	403	
合 計	667,658	653,161	260,836	147,211	928,494	800,372	
県内・県外の割合 (%)	71.9	81.6	28.1	18.4	100.0	100.0	

(注) 千葉市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に基づく許可施設の設置状況 (13年3月末現在)

種 別	種 類 内 容	排出事業者	処 理 業 者	合 計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	227	7 (5)	284
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	6	8 (1)	14
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	2 (3)	3
	汚泥の焼却施設	13	18 (0)	31
	廃油の油水分離施設	10	6 (6)	16
	廃油の焼却施設	19	19 (2)	38
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2	4 (5)	6
	廃プラスチック類の破碎施設	1	21 (17)	22
	廃プラスチック類の焼却施設	38	18 (1)	56
	木くず又はがれき類の破碎施設	32	111 (1)	143
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0 (0)	0
	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0 (0)	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2	2 (0)	4
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0 (0)	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設	0	0 (0)	0
	木くず等の焼却施設	17	37 (2)	54
	その他の許可対象外施設	0	0 (184)	0
	合 計		418	253 (227)
最終処分場	安 定 型	2	17 (0)	19
	管 理 型	8	9 (0)	17
	遮 断 型	2	0 (0)	2
	合 計	12	26 (0)	38

- (注) 1. 千葉市内の施設を含む。
 2. () 内は、廃棄物処理法に規定する許可対象となる規模未満の施設数。
 3. その他の許可対象外施設とは、廃棄物処理法第15条の許可対象施設以外の産業廃棄物処理施設の数。
 4. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

(4) 安定型処分場における硫化水素濃度測定状況 (13年3月末現在)

区 分	No.	所 在 地	埋立面積 (㎡)	硫化水素濃度 (ppm)	
				12年8月	12年9月～13年3月
自 社	1	佐 倉 市	8,277	0	—
	2	八 街 市	2,800	0	—
処 理 業	1	君 津 市	39,000	0～120	0～11,000
	2	山 田 町	37,074	0～120	0
	3	市 原 市	104,722	0～2	0～0.5
	4	市 原 市	22,684	0	—
	5	市 原 市	8,834	0	—
	6	市 原 市	22,267	0	—
	7	鴨 川 市	6,909	0	—
	8	東 庄 町	24,406	0	—
	9	山 田 町	7,196	0	—
	10	銚 子 市	20,205	5～120	0～56
	11	成 田 市	68,513	0～120	0～5
	12	市 原 市	23,949	0～73	0～31
	13	市 原 市	56,202	0～69	0～2.2

備考：12年8月の硫化水素測定は、0～120ppmを検出できるガス検知管を使用